

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (9月10日(土)・いわき市文化センター)

9月10日(土)にいわき市文化センターで行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。
なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

- Q1 財物賠償については、事故後6年で全損扱いになるが、来年3月に避難指示が解除されれば、全損扱いとなるのか。
- A1 国より避難指示解除時期の公示があれば、その期間までの残額をお支払致します。国より公示がない場合でも、平成29年3月11日午前0時をもって全損扱いとしてお支払致します。
- Q2 住居確保損害の賠償の対象となる土地と建物が複数ある場合に、賠償上限額を合算して良いのか。それとも、賠償上限額を合算できる範囲は決まっているのか。
- A2 同じ地番の一筆の土地に建物が複数ある場合には、賠償上限額を合算することができます。【資料1_P10】
- Q3 中古住宅の購入を検討しているが、土地と建物の購入金額の内訳が分かるような契約をする必要があるのか(東京電力に提出する証ひょうについて、土地と建物の購入金額の内訳が分かるような書類である必要があるのか)。
- A3 証ひょうについて、土地と建物の購入金額の内訳は必要ありません。

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (9月25日(日)・原町生涯学習センター)

9月25日(日)に南相馬市原町生涯学習センターで行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。

Q 1 住居確保損害の賠償の請求受付期限はいつになるのか。

A 1 当面、請求受付に期限を設ける予定はない。

Q 2 外構・庭木設置費用は住居確保損害の賠償の算定対象となるのか。

A 2 賠償上限額の算定対象に含まれます。【資料 1_P10】

Q 3 震災時に居住していた住宅の修繕費用と、移住先における新たな住宅の購入費用は、どちらも住居確保損害の賠償の対象となるのか。

A 3 移住を余儀なくされた区域以外(居住制限区域又は避難指示解除準備区域(大熊町・双葉町除く))にお住まいだった方は、ご選択(移住もしくは帰還)いただいた賠償上限額の範囲内で、移住および帰還の双方にかかる費用を賠償させていただきます。

Q 4 移住を余儀なくされた区域以外でも、移住する合理的な理由があれば移住にかかる賠償の請求は可能なのか。

A 4 請求書で合理的な理由があると申告していただければ、それを尊重します。【資料 1_P6、資料 3_P11】

Q 5 避難指示の解除時期が延びて、財物賠償の金額が上がった場合は、住居確保損害の賠償上限額も上がるのか。

A 5 避難指示の解除時期の見直しによる賠償上限額の変更はございません。

Q 6 事故後、子供と世帯分離した場合、移住先等で取得した住居の名義を避難前の住居の所有者ではない子供の名義とすることは可能か。また、その場合の賠償金の振り込み先はどちらの世帯になるのか。

A 6 移住先で取得した住居の登記名義については不問です。また、事故時点で同居していた場合、お子様の名義の領収書でも請求が可能です。

なお、お振り込み先は、避難前の住居の所有者(請求者)の口座となります。

- Q 7 住居確保損害の賠償上限額について、土地と建物は別々に算定されるのか。
- A 7 同一所在であれば、土地と建物それぞれの算定額を合算した上限額となります。
- Q 8 元の住居では同じ場所に住宅と納屋を建てていたが、移住先では住宅と別の土地に、納屋や倉庫を建てる場合、その費用は住居確保損害賠償の対象となるか。
- A 8 賠償の対象となります。【資料 2_P13】
- Q 9 移住先の土地の価格が高いため、住居確保損害の賠償上限額を超えてしまうが、超えた分は賠償されないのか。
- A 9 賠償上限額を超えた分は、賠償対象とはなりません。なお、移住先の宅地の再取得費用にかかる賠償可能金額の算定においては、福島県都市部（いわき、福島、郡山、会津若松、二本松、南相馬）の平均宅地単価 41,000 円/m²を一律に用いております。

以上

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (10月1日(土)・郡山市労働福祉会館)

10月1日(土)に郡山市労働福祉会館で行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。

なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

Q 1 事故前に、移住を余儀なくされた区域以外(居住制限区域又は避難指示解除準備区域(大熊町・双葉町を除く))に住んでいた場合、移住が合理的であれば、「移住にかかる賠償」を選択可能とのことだが、移住が合理的と認められない場合はあるのか。

※「住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答(9月25日(日)・原町生涯学習センター)」の**Q 4**と同様の質問。

A 1 請求書で合理的な理由があると申告していただければ、それを尊重します。【資料1_P6】【資料3_P11】

Q 2 住居確保損害の賠償について、対象となる諸費用の内容を教えてください。

A 2 諸費用は、消費税や不動産取得税などの税金関連費用、各種登記費用、設計管理料や建築確認費用などの建築関連費用等を対象としてあらかじめ算定させていただいている。具体的な内容は請求書解説でもご案内しているのでご確認をお願いします。

Q 3 居住制限区域や避難指示解除準備区域(大熊町及び双葉町を除く)における「移住が合理的な方」の宅地の再取得費用の賠償可能額の算定は、移住を余儀なくされた区域の賠償可能額に75%を掛けた額としているが、請求書の賠償可能額には、その金額が記載されているのか。

A 3 記載されています。

以 上